

国税通則法の改正で税務調査の手続きはこう変わった

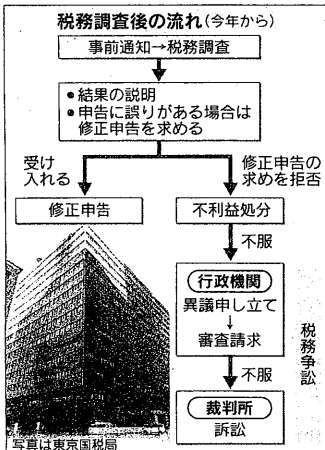
税務調査、当局に説明責任

法改正で修正申告も対象に

	従来	今年から
調査開始	●開始日時・場所などの事前通知は行われていたが、法定化されていなかった	●納税者と税理士に開始日時・場所、目的、対象税目、対象期間など11項目を事前に通知
調査中	●帳簿書類の提示または提出や預かりは法定化されていなかった	●質問検査権の一環で帳簿書類を提示または提出させ、預かることもできる(当局は預かり証を発行)
調査終了	●明文化された手続きがないなかで修正申告を求めている ●不利益処分の理由の説明は所得税、法人税の青色申告者に限定	●申告内容に誤りがあれば内容、金額、理由を説明し、修正申告を求める ●原則として全ての不利益処分の理由を文書で説明

国税通則法の大改正は民主党政権下の2011年末に実現した。税務調査の手続きを明確にし、納税者の権利を守る色合いを強めた内容になっている。

改正案は当初「納税者権利憲章」の制定や調査の事前通知の文書化などが盛り込まれていた。当



写真は東京国税局

法改正は民主党時代

時、野党の自民党は難色を示したほか、税務当局も負担増加を懸念して及び腰だった。

最終的に「憲章」や事前通知の文書化は見送られたが、納税者の承諾などで野党が同意、改定した。前回は「奇跡的に実現」(前政府税務専門委員会)で、山学院大学教授の三木義一氏した。改正法では

今年春、税理士の永田(増額するの)か税額計算について「説明が不十分なものが目立った」と修正後は原則として全ての納税者に広がった。

青色申告は所得税、法人税で指定帳簿に記載する代わりに特別控除などを認める制度だ。永田氏は「(複数の税理士)の顧問先は青色申告者でなかったが、新ルールで理由説明を受けられるようになった。『詳しい理由が早急にわかり、決断や行動をしやすくなった』。永田氏は顧問先と相談して直ちに争訟に踏み切った。

訴訟意識、企業も準備を

企業などの所得申告の内容を確認する税務調査について、税務当局が納税者に対する説明責任をより重視するようになってきた。手続きを定めた国税通則法が変わり、今年から修正申告を求められる場合などに十分な説明が必要になったからだ。透明性が高まる一方、税務調査に不慣れな中小企業は対応を迫られそう。

「従来は(行政上の紛争である)争訟にならないと当局はここまで詳しく開示しなかった。国税不服審判所の民間登録審判官の経験もある永田氏はこう話す。

これまでの通知書は、なぜその法令に当てはまるのか、争訟にさらされる可能性があることを詳しく開示しなかった。国税不服審判所の民間登録審判官の経験もある永田氏はこう話す。

「従来は(行政上の紛争である)争訟にさらされる可能性があることを詳しく開示しなかった。国税不服審判所の民間登録審判官の経験もある永田氏はこう話す。

争点整理表が作成されるとみられる主なケース

- ▼事実の仮装・隠蔽があり、重加算税が見込まれる案件
- ▼増額更正や、無申告者への課税処分が見込まれる案件
- ▼納税者からの税の減額更正の請求に対して認めない趣旨の通知をする場合
- ▼偽りや不正な行為による脱税で、過去に遡って追徴課税する場合
- ▼調査に着手してから6カ月以上かかっている場合
- ▼重要事案や、事実の立証・法令解釈などが難しい案件

調査件数は減少

争点整理表の内部チェックも厳しくなっている。税務調査期間が長引く(ある税理士)だ。この結果、今年6月までの1年間の調査件数は所得税、法人税で約割も減った。納税者自身の負担も増えている。

「藤田氏」は「従来は重加算税のケースで、物証はそろっているものの念のために仮装・隠蔽の認識を供述させる例がほとんどだった。ところが最近「物証がそろわぬうちに当局が供述を求めようとする(ある税理士)こともあるようになった。こうした供述は「(争訟では)証拠能力に乏しい」(志賀氏)とされ、妥当な調査から外れる印象は拭えない。

税務調査の手法変更は中小企業や個人を中心に影響が広がっており、今後は大企業にも波及している。税務調査対策のセミナー開催も活発で「中小企業経営者の参加も多い」(大手税理士)。

対策としては「普段から帳簿書類をきちんと作成・整理する(岡田氏)こと、当局が問題視する争点をあらかじめつかんでの確かな証拠書類を準備する」(藤田氏)ことなど、日ごろの準備が大切になりそう。

時、野党の自民党は難色を示したほか、税務当局も負担増加を懸念して及び腰だった。

最終的に「憲章」や事前通知の文書化は見送られたが、納税者の承諾などで野党が同意、改定した。前回は「奇跡的に実現」(前政府税務専門委員会)で、山学院大学教授の三木義一氏した。改正法では

法改正は民主党時代

時、野党の自民党は難色を示したほか、税務当局も負担増加を懸念して及び腰だった。

最終的に「憲章」や事前通知の文書化は見送られたが、納税者の承諾などで野党が同意、改定した。前回は「奇跡的に実現」(前政府税務専門委員会)で、山学院大学教授の三木義一氏した。改正法では

時、野党の自民党は難色を示したほか、税務当局も負担増加を懸念して及び腰だった。

最終的に「憲章」や事前通知の文書化は見送られたが、納税者の承諾などで野党が同意、改定した。前回は「奇跡的に実現」(前政府税務専門委員会)で、山学院大学教授の三木義一氏した。改正法では

時、野党の自民党は難色を示したほか、税務当局も負担増加を懸念して及び腰だった。

最終的に「憲章」や事前通知の文書化は見送られたが、納税者の承諾などで野党が同意、改定した。前回は「奇跡的に実現」(前政府税務専門委員会)で、山学院大学教授の三木義一氏した。改正法では

争点整理表が作成されるとみられる主なケース

- ▼事実の仮装・隠蔽があり、重加算税が見込まれる案件
- ▼増額更正や、無申告者への課税処分が見込まれる案件
- ▼納税者からの税の減額更正の請求に対して認めない趣旨の通知をする場合
- ▼偽りや不正な行為による脱税で、過去に遡って追徴課税する場合
- ▼調査に着手してから6カ月以上かかっている場合
- ▼重要事案や、事実の立証・法令解釈などが難しい案件